

【教員免許状制度について】

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されました。

目 的

教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※ 不適格教員の排除を目的としたものではありません。

基本的な制度設計について

○新免許状（※1）には 10 年間の有効期間が付されます。

○有効期間を更新して免許状の有効性を維持するには、2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要です。

○旧免許状（※2）所持者にも、更新制の基本的な枠組みが適用されます。

※1 平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて授与された免許状

※2 平成 21 年 3 月 31 日以前に初めて授与された免許状

旧免許状所持者が平成 21 年 4 月 1 日以降に新たに免許状を授与された場合も、旧免許状として授与されます。

旧免許状には有効期間は付されませんが、生年月日によって最初の修了確認期限が設定されます。

更新講習修了確認を受けて免許状の有効性を維持するには、2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習の受講修了が必要です。

詳細は、文部科学省のホームページをご参照ください。

※時間数の不足（遅刻、早退、欠席等）や試験結果いかんによっては履修認定されない場合があります。

※更新手続きのためには、必修領域 6 時間分、選択必修領域 6 時間分、選択領域 18 時間分の合計 30 時間を受講する必要があります。

（選択領域の講習は大学及び他教育機関でも受講できます。）